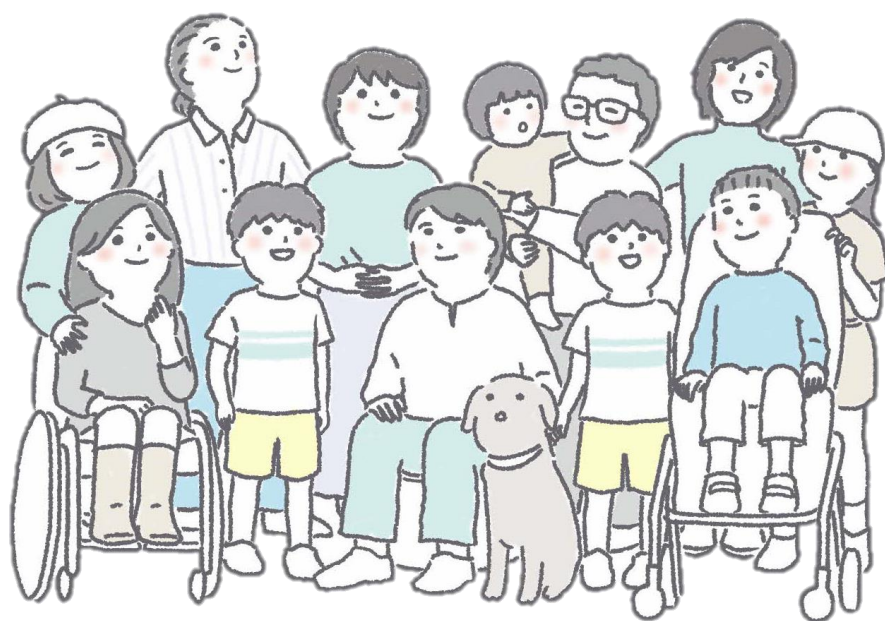


住民人権学習 すすめ方ガイドブック



令和7年4月版
丹波市人権啓発センター

< 目次 >

1 人権学習のすすめ方	P1～P2
（1）人権学習会の流れ	P1
（2）学習の支援依頼	P2
2 学習テーマの紹介	P3～P10
（1）同和問題（部落差別）	P3
（2）女性の人権	P4
（3）子どもの人権	P5
（4）高齢者の人権	P6
（5）障がいのある人の人権	P7
（6）外国人の人権	P8
（7）インターネットによる人権侵害	P9
（8）性的マイノリティの人権	P10
3 学習方法の紹介	P11～19
（1）資料・アンケート配布による学習	P11～P12
（2）DVDによる学習	P13～P15
（3）講演・出前講座による学習	P16～P18
（4）現地学習	P19～P20
4 人権学習会の事例紹介	P21～P24



はじめに

人権は、すべての人の尊厳と権利が尊重され、一人ひとりの持てる能力が発揮できる社会を実現するために不可欠なものです。一人ひとりが人権を守る意識をもつことによって、自分の人権のみでなく、他の人の人権も守ることができます。

近年、社会情勢の目まぐるしい変化を背景に人権問題は複雑化・多様化しています。スマートフォンやSNSの普及に伴いインターネット上での誹謗中傷、いじめ、個人情報の流出などが深刻な問題となっています。また、学校でのいじめや職場でのハラスメント、DV（ドメスティック・バイオレンス）、外国人や性的マイノリティの人権等も問題となっています。

不確かな情報や誤解による不当な差別、偏見、いじめ等の行為は決して許されるものではありません。相手の価値観や生き方の違いを尊重し理解するという多様性が尊重される社会、偏見や憎悪ではなく、理解と共感があふれる社会の実現に取り組んでいかなければなりません。

一人ひとりが家庭や学校、職場などあらゆる場面で、人権についての正しい理解を深めることが大切です。地域においては、各自治公民館による住民人権学習が実施されており、人権について学ぶ身近な機会となっています。

一方で、住民人権学習を開催するにあたり、「引継ぎを受けたが、どのように進めてよいのか分からない」「どんな人権課題があるのか知らない」「どこに相談しよう」といった声も寄せられています。

このような声に応えようと、基本的な学習テーマ（人権課題）や学習方法、参考資料、学習事例などを掲載した「住民人権学習のすすめ方ガイドブック」を作成しました。初めて住民人権学習推進員となる方も、参考にさせていただくことで、人権学習会が開催しやすくなるのではと考えております。

人権尊重の理念を日常生活の中で自然に態度や行動に表すことができる人権文化の息づいたまちづくりをともに進めていきましょう。

令和7年4月

丹波市人権啓発センター所長

1 人権学習のすすめ方

(1)人権学習会の流れ

まずはじめに人権学習会の大きな流れを説明します。

人権学習会をすすめるにあたっては、①「学習会の企画」、②「学習会の開催」、③「学習会の実績報告」の3パートに分かれます。どのようなテーマで学習するのか、どのような方法で学習するのかなどが重要なポイントとなりますので、当ガイドブックは「①学習会の企画」に焦点を当てたものとなっています。

①学習会の企画

(1) 学習テーマの選定

(2) 学習方法の選定

※必要な場合は学習の支援依頼

どのようなテーマで学習するのか、どのような方法で学習するのかなどを企画する。
学習の支援依頼については次のページを参照。

②学習会の開催

(例)
資料の配布、学習会の司会、意見のまとめなどを担う。

③学習会の実績報告

学習会で出た意見や良かったこと、難しかったことなどを記載し、実績報告書※を作成。

※自治公民館活動補助金の実績報告書として、市民活動課へ提出する書類となります。提出する際は、自治会内の当補助金担当者（自治公民館長、自治公民館主事など）とご相談ください。

(2)学習の支援依頼

住民人権学習会当日の司会進行やまとめなどが不安な場合、希望に応じ住民人権学習支援者が支援します。支援者は、市役所の管理職または、学校の管理職（学校長・教頭）であり、丹波市住民人権学習支援者設置規則において、住民人権学習の助言を行うこととされており、学習会当日の司会、進行や助言、学習テーマ（人権課題）の概要説明などを行います。

支援者の派遣を希望される場合は、人権啓発センターへご相談ください。人権啓発センターが支援者と、派遣についての調整を行い、支援者が決まりましたら、以降は、支援者と住民人権学習推進員等が直接やり取りするという流れになります。

支援依頼の流れ



※支援依頼を受けてから、支援者派遣の調整に時間を要する場合がありますので、支援者の派遣を希望される場合は、学習会開催日の1ヵ月前までに人権啓発センターへご連絡ください。

丹波市役所 まちづくり部 人権啓発センター

TEL：0795-82-0242 FAX：0795-82-4370

2 学習テーマの紹介

※紹介しているテーマ以外にも様々な人権課題があります。

(1) 同和問題(部落差別)

同和問題(部落差別)は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられ、今なお日常生活の中で様々な差別を受けているという日本固有の人権問題です。

同和問題(部落差別)について

(1) 同和問題(部落差別)を解消しよう

同和問題(部落差別)については、インターネット上の差別的書き込み、結婚・交際、就職・職場における差別、差別発言、差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)の趣旨を踏まえながら、啓発によって新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に問題の解消に資するものとなるよう、内容や手法等に配慮し、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

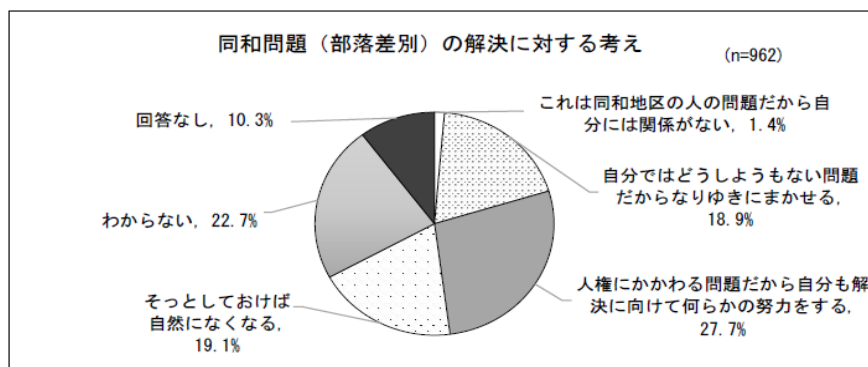
また、同和問題(部落差別)の解消を阻む大きな要因となっているものに、いわゆる「えせ同和行為」があり、この「えせ同和行為」を排除するための取組を行っていくことが必要です。

「部落差別解消推進法」

2016年に施行され、初めて「部落差別」の名称を冠した法律です。現在でも部落差別が存在すること、部落差別が許されないものであること、相談や教育・啓発の必要性が明記されています。

(2) グラフで見る同和問題(部落差別)ー市民意識調査から

同和問題(部落差別)の解決に対する考えについては、「人権にかかわる問題だから、自分も解決に向けて、何らかの努力をする」という積極的意見が27.7%で最も多くありました。一方で、同和問題(部落差別)は他人事であると思っている人(「自分ではどうしようもない問題だからなりゆきにまかせる」)18.9%や、自然になくなると考えている人(「そっとしておけば自然になくなる」)19.1%を合わせると約4割になりました。「これは同和地区の人の問題だから、自分には関係がない」は、1.4%でした。「わからない」も約2割あります。(丹波市人権に関する市民意識調査の結果(H30実施))



(2)女性の人権

日本国憲法や世界人権宣言は男女の同権・平等を定め、女子差別撤廃条約は社会の様々な場面における女性差別の禁止を求めています。

男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が進められていますが、今なお、積極的に取り組むべき課題や、社会情勢の変化等により生じた新たな課題等があります。

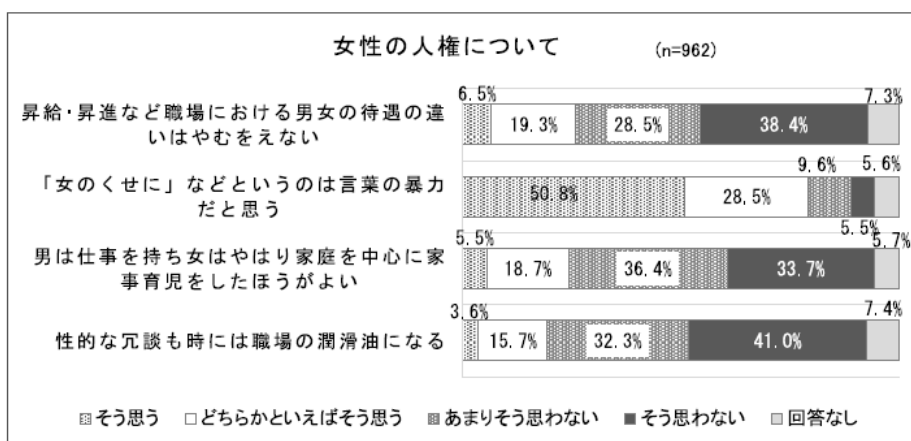
女性の人権について

(1) 女性の人権を守ろう

家庭や職場における男女差別、性犯罪等の女性に対する暴力、配偶者・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティハラスメント）などの人権問題が発生しています。誰もがお互いの立場を尊重して協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(2) グラフで見る女性の人権—市民意識調査から

女性の人権に関する4つの意見に対する考え方を尋ねたところ、「女性の人権を守ろうとする積極的な立場に立つ回答」（以下「積極的回答」という。）の割合にはそれほど大きな差はありませんが、「言葉によるハラスメント」に対する方が、「性別役割分担」や「職場の待遇差」より積極的回答がやや多くなっています。性別では、女性に積極的回答が多く、年齢別では、70 歳以上の積極的回答の割合が他の年代層より低くなっています。（丹波市人権に関する市民意識調査の結果（H30 実施））



「ジェンダーギャップ指数」

日本は146 か国中118 位（2024 年 6 月）

世界経済フォーラムが「経済」「教育」「健康」「政治」の4 分野のデータから世界各国における男女平等の度合いを数値化したもの。経済的男女格差の解消が不足しており、「経済」分野は120 位となっている。

(3)こどもの人権

こどもも一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。しかし、こどもを取り巻く環境は、いじめ、体罰、虐待など深刻な状況にあります。

こどもの人権について

(1) こどもの人権を守ろう

いじめや体罰、それらに起因する自殺、児童虐待、児童買春や児童ポルノなどの性的搾取といった人権問題が発生しています。

こどもが一人の人間として、また権利の主体として最大限に尊重されるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

「こどもの権利条約」 (児童の権利に関する条約)

こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。

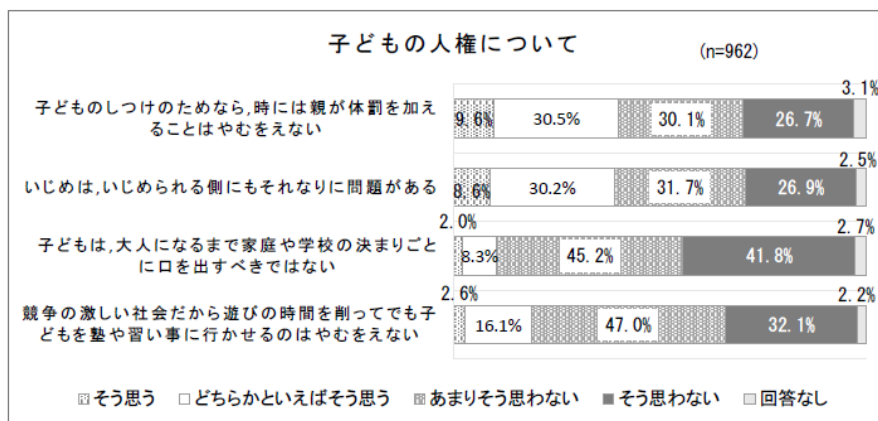
こどもの人権として「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」の4つの権利などが守られるべきだと示されています。

令和5年4月施行の「こども基本法」を知る上でとても大切な考え方となっています。

(2) グラフで見るこどもの人権—市民意識調査から

「こどもは、大人になるまで家庭や学校の決まりごとに口を出すべきではない」や「競争の激しい社会だから遊びの時間を削ってでもこどもを塾や習い事に行かせるのはやむをえない」という意見については、反対する回答(“あまりそう思わない”と“そう思わない”の合計、こどもの人権を守ろうとする立場の回答、以下「積極的回答」という。)が8割前後となりました。

しかし、「いじめは、いじめられる側にもそれなりに問題がある」や「こどものしつけのためなら、時には親が体罰を加えることはやむをえない」という意見については、積極的回答が5割台後半と低くなっており、「いじめを受ける側にも問題がある」、「しつけのための体罰を容認する」との回答が約4割ありました。(丹波市人権に関する市民意識調査の結果(H30実施))



(4)高齢者の人権

豊かな知識と経験を基にこれからも社会に貢献したい、地域の人たちと交流し、趣味を楽しみたい…。高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現には、どのようなことが必要でしょうか？

高齢者の人権について

(1) 高齢者の人権を守ろう

高齢者に対する就職差別、介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、高齢者の家族等による無断の財産処分（経済的虐待）などの人権問題が発生しています。高齢者が安心して生き生きと暮らせる社会にするため、認知症への理解も含めて、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

認知症サポーター

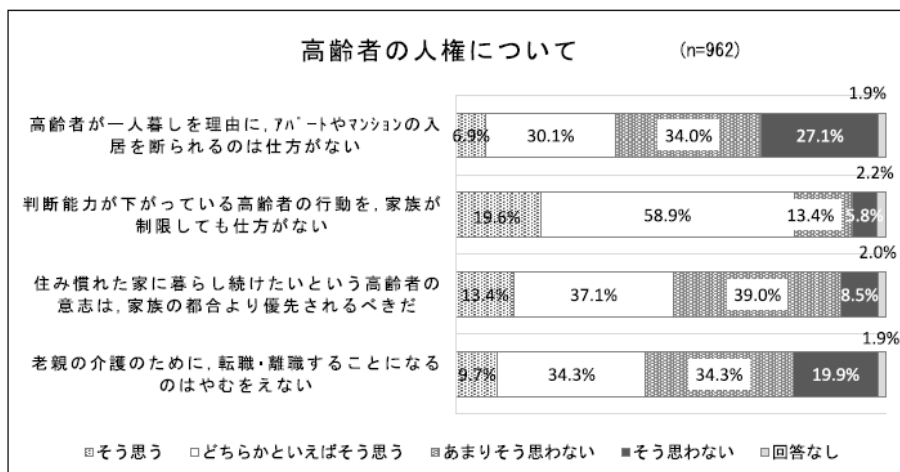
認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者で、市の養成講座を受講した人。

なにかを特別に行う必要はなく、友人や家族に知識を伝えたり、認知症の方やその家族の気持ちを理解するように努めたり、自分でできる範囲で活動します。

(2) グラフで見る高齢者の人権—市民意識調査から

「高齢者が一人暮らしを理由に、アパートやマンションなどの入居が断られるのは仕方がない」（一人暮らしの高齢者の入居拒否）では、反対する回答が6割台前半となりましたが、「判断能力が下がっている高齢者の行動を、家族が制限しても仕方がない」（判断能力が下がった高齢者の行動制限）では、反対する回答が約2割に留まり、むしろ賛成する回答が8割弱となりました。

「高齢者が住み慣れた家に暮らし続けること」と「介護する側の転職・離職」は、「ケアを必要とする高齢者」と「ケアを提供する家族」との人権の衝突の問題を扱っていますが、いずれも賛否が二分されました。（丹波市人権に関する市民意識調査の結果（H30実施））



(5)障がいのある人の人権

みなさんは障がいのある人が困っていたらどうしますか？「声をかける」「見て見ぬふりをする」「どうすればいいのかわからない」など様々な方がいると思います。

障がいの有無にかかわらず、全ての人が住みよい社会を実現するためには何が必要なのか考えてみましょう。

障がいのある人の人権について

(1) 障がいを理由とする偏見や差別をなくそう

障がいのある人が就職差別や職場における差別待遇を受けたり、車いすでの乗車、アパート・マンションへの入居及び店舗でのサービス等を拒否されたりするなどの人権問題が発生しています。障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を推進することによって、多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の趣旨を踏まえ、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

「障害者差別解消法」

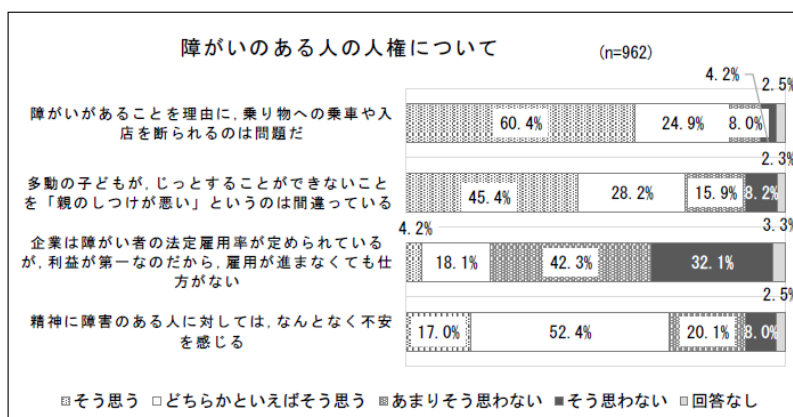
障がいを理由とする差別を解消していくことで、障がいのある人もない人も、分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会をつくることをめざす法律です。

「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」などの差別を解消するための内容や支援策が定められています。

(2) グラフで見る障がいのある人の人権—市民意識調査から

「乗り物への乗車・入店拒否は問題である」ことについて賛成する回答が8割台半ばとなり、「障がいのある人の雇用」、「多動の子どもに対するしつけ」についても、積極的回答が7割を超えました。

しかし、「精神に障がいがある人に不安を感じる」ことに同調する回答が約7割となっており、精神疾患や精神に障がいのある人に対する正しい理解の普及・啓発に取り組む必要があります。(丹波市人権に関する市民意識調査の結果(H30実施))



(6)外国人の人権

日本に入国する外国人は長期的に増加傾向にあり、外国人をめぐっては、言語、宗教、習慣などの違いから、様々な人権問題が発生しています。

日本に居住する外国人に関することで、どのような問題が起きているのでしょうか。

外国人の人権について

(1) 外国人の人権を尊重しよう

外国人であることを理由とする不当な就職上の取扱い、アパートやマンションへの入居拒否などの人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして社会的な関心を集める中、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）の趣旨を踏まえ、ヘイトスピーチを解消していくことが必要です。

多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、文化等の多様性を認め、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

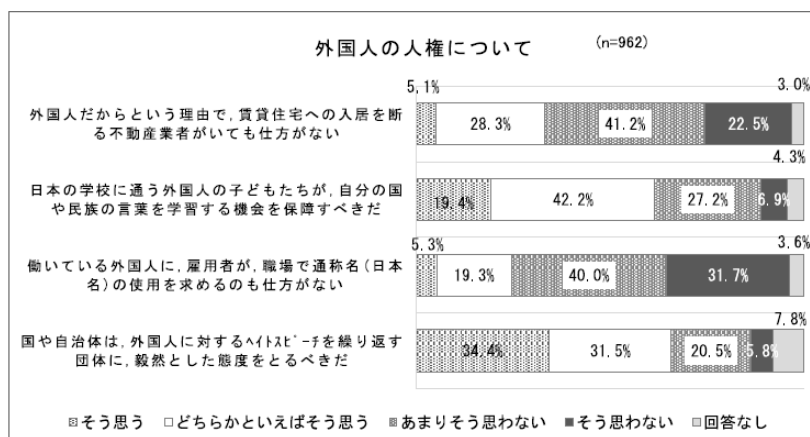
「やさしい日本語」

普通の日本語より簡単で、外国人に分かりやすいように配慮した日本語。必要な情報を全ての母語に翻訳して伝えることは困難です。外国人の中には簡単な日本語ならわかるという人が多く、「やさしい日本語」が効果的です。

(2) グラフで見る外国人の人権—市民意識調査から

「外国人の人権を守ろうとする立場に立つ回答」（以下「積極的回答」という。）が6～7割となりました。

性別では「国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとるべきだ」で男性の方が女性より積極的回答が多く、その他の項目では、女性の方が男性より積極的回答が多くなっています。（丹波市人権に関する市民意識調査の結果（H30 実施））



(7)インターネットによる人権侵害

インターネットはすごく便利で現代社会に欠かせない道具ですが、利用する際、どのようなことに気を付ける必要があるのでしょうか。

インターネットによる人権侵害について

(1) インターネット上の人権侵害をなくそう

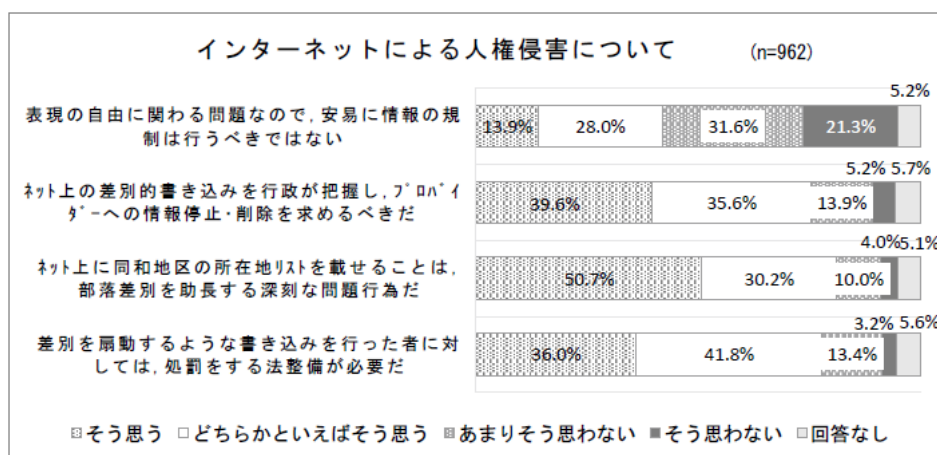
インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見や差別を助長するような情報を発信したりするといった悪質な事案が急増しています。このような情報の発信は、同様の書き込みを次々と誘発し、取り返しのつかない重大な人権侵害にもつながるものであって、決してあってはなりません。

個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことが必要です。

(2) グラフで見るインターネットによる人権侵害—市民意識調査から

インターネットによる人権侵害に関する4つの意見に対する考え方を尋ねたところ、「ネット上に同和地区の所在地リストを載せることは、部落差別を助長する深刻な問題行為だ」には8割が賛成し、差別や差別を扇動する書き込みへの規制や削除要請にも賛成が7割台となりました。

一方で、「表現の自由」という言葉を出すと「情報の規制」に対する回答は、賛否が二分され、特に若い年齢層で規制等に反対する傾向が強くなりました。(丹波市人権に関する市民意識調査の結果 (H30 実施))



「インターネットモニタリング事業」

丹波市では、平成 30 年から、インターネット掲示板等における書き込みについてのモニタリング（監視）をおこない、悪質な差別書き込みの早期発見と拡散防止に努めています。重大な人権侵害にあたる書き込みや差別を助長するような書き込みについては、関係機関と連携を図りながらプロバイダ等に対し削除要請を行います。

(8)性的マイノリティの人権

性的マイノリティとは、好きになる性が異性のみでない者、または、こころの性とからだの性が一致しない者をいいます。性的マイノリティであることを理由とする偏見や差別により、苦しんでいる人々がいます。

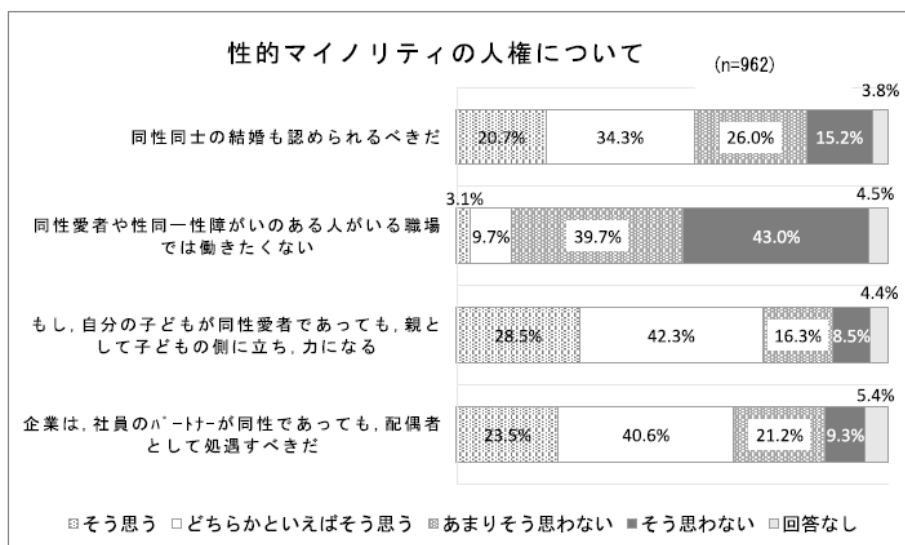
性的マイノリティの人権について

(1) 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう

性的マイノリティを理由として、社会の中で偏見の目にさらされたり、職場で昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの人権問題が発生しています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

(2) グラフで見る性的マイノリティの人権—市民意識調査から

性的マイノリティの人権に関する4つの意見に対する考え方を尋ねたところ、「性的マイノリティの人権を守ろうとする立場に立つ回答」は、「同性パートナーを配偶者として処遇すること」や、「同性同士の結婚」で、他の設問より低く、権利を制度化することには消極的であることが見受けられます。年齢別では若い年齢層に、性別では男性より女性のほうに、性的マイノリティの人権を守ろうとする回答が多くありました。(丹波市人権に関する市民意識調査の結果(H30 実施))



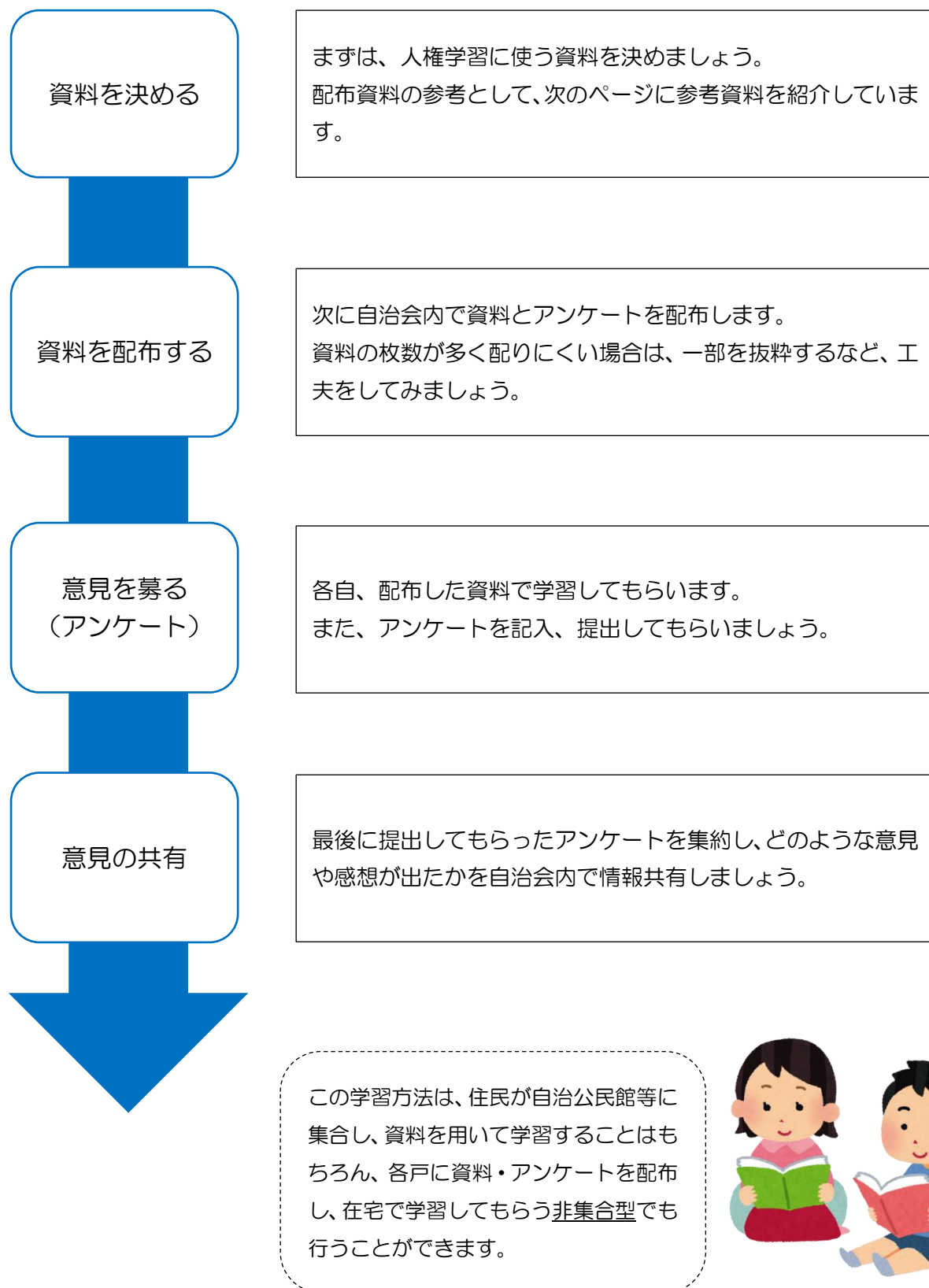
「LGBT」とは？

性的マイノリティを表す言葉の一つとして次の頭文字を取った用語です。

Lesbian (レズビアン)	こころの性が女性で、好きになる性も女性
Gay (ゲイ)	こころの性が男性で、好きになる性も男性
Bisexual (バイセクシュアル)	好きになる性が男性・女性の両方
Transgender (トランスジェンダー)	からだの性と心の性が異なる

3 学習方法の紹介

(1) 資料・アンケート配布による学習



-資料紹介-

テーマ種類	タイトル	内容	ホームページ等
人権全般	ひょうご人権ジャーナル「きずな」	人権に関する様々な問題や課題について、専門家等の寄稿や県内各地における様々な実践活動の取材などを掲載した情報誌です。 (兵庫県人権啓発協会)	
人権全般	全国中学生人権作文コンテスト入賞作品	入賞作文集や、入賞作品を題材にしたコンテンツを掲載しています。応募作品は、いずれも中学生らしい感性に富み、純粋な感覚で人権問題をとらえたものばかりです。 (法務省掲載)	
人権全般	人権ライブラリー「人権を学ぼう」コーナー	様々な人権課題を紹介し、各課題の学習に役立つ資料をダウンロードすることができます。 (（公財）人権教育啓発推進センター)	
人権全般	人権啓発ラジオ番組「あなたに寄り添う心のハーモニー」	FM805たんばで、人権に関する様々なテーマについて放送しているラジオ番組です。放送した原稿を掲載しています。 (丹波市人権啓発センター)	
女性の人権	男女共同参画センターだより	男女共同参画に関する情報が掲載された情報紙です。 (丹波市男女共同参画センター)	

上記の資料以外に、様々なテーマの資料を紹介できるほか、配布するアンケート作成についても、お気軽に人権啓発センターへご連絡ください。

丹波市役所 まちづくり部 人権啓発センター

TEL：0795-82-0242 FAX：0795-82-4370

(2)DVD による学習

DVD を決める

まずは、人権学習に使う DVD を決めましょう。
DVD の一覧は、次のページで紹介しています。

日程を決める
DVD を予約する

人権学習を開催する日にちを決め、DVD を予約しましょう。
DVD は、各住民センター・ライフピアいちじま、人権啓発センターで予約できます。スクリーン、プロジェクターが必要な場合も予約できます。

柏原住民センター TEL：72-2552 氷上住民センター TEL：82-3719
青垣住民センター TEL：87-0363 春日住民センター TEL：74-0225
山南住民センター TEL：77-0310 ライフピアいちじま TEL：85-3030

資料の準備

学習会で使用するワークシートや資料を準備しましょう。
参考となる資料は、本冊の P12 に掲載しています。

学習会を開く

学習会を開き、DVD を視聴します。参加者同士が人権に関する現状や問題、わたしたちにできることなどを話し合うのもよいでしょう。学習会に参加できなかった人にも学習会で出た意見を共有するなどの工夫をしてみましょう。



-DVD紹介-

テーマ種類	タイトル・DVD 時間	内容
ネット社会 における 同和問題 (部落差別)	大切なひと (34 分)	インターネット上の一部の情報が、誤った認識や差別意識を助長すること、表現の自由を逸脱した許されない行為であると気づく大切さや差別のない社会、誰もが一人の人間として尊重される社会の実現をめざすことを目的とした作品です。
女性	女性の人権シリーズ 職場いじめは許さない！ ～職場のモラル・ハラスメント～ (19 分)	主人公（男性）の職場では、部下の男性が交際を断った女性に対して、仕事にかこつけて、いびりやイジメを行っていた。女性は主人公に相談するが、自分自身が自分の妻への人権意識に欠けており、職場ではよくあることだと、その女性の苦しみを受け止めようとしなない。主人公は労務担当者から、コンプライアンスへの無理解や、女性への人権意識の低さを自覚させられる。
こども	あなたのいる庭 (35 分)	児童養護施設など社会的養護のもとで暮らしているこどもたち、そして社会的養護下から自立したが、家族からのサポートを得られずに生きる人たちなどを「ケアリーバー」といいます。この作品は、「ケアリーバー」を取り巻く課題やこどもの人権について学ぶ内容となっています。
高齢者	防ごう 高齢者虐待 ～日常の介護から考える～ (28 分)	働きながら認知症の親の介護をしている 2 つの事例を老老介護の話も含めドラマで描いていきます。どのような場面で虐待をしそうになるかを示すことで、視聴者が虐待発生を未然に防ぐにはどうすればいいかを考え、理解できることを目的に制作しています。
障がいのある人	知りたいあなたのこと： 外見からはわからない障 害・病気を抱える人 (21 分)	この作品では、2 人の難病患者さんと、てんかんと発達障がいをもつ大学生を取材しました。どんな場面で困っているのか、どんな配慮が求められているのか。外見からはわからない障がいや病気を抱える人の話を通じて、私たちにできる配慮を共に考えてゆく内容です。
外国人	サラーマット ～あなたの言葉で～	この作品の主人公・珠美は、新しく職場に来たフィリピン人のミランダに対し、様々な「違い」を「壁」

		だと捉え、面倒な存在だと感じてしまいます。しかし、自分とは異なる文化や考えを持つミランダとの対立や交流を通して、珠美は新たな視点に気づかされ、「違い」は様々な問題解決の糸口になることも学んでいきます。珠美とミランダの姿を通して外国人は「受け入れてあげる存在」でも「労働力」でもなく、助け合うことのできる対等な仲間であること、SNS を傷つけるための道具としてでなく、人の心と心をつないでいくために利用する様子を描きます。 (36 分)
インターネット	インターネットと人権～ 加害者にも被害者にもならないために～ (30 分)	インターネットは、私たちの生活を豊かにするとともに欠かすことのできないものになっています。しかし一方で、インターネット上の人権やプライバシーの侵害につながる行為は後を絶たず、近年特にネットいじめや子どもたちをターゲットとした犯罪が大きな社会問題となっています。本 DVD は、インターネットを利用する上での危険性や、安全な利用法・対策について、わかりやすくまとめました。
性的マイノリティ	バースデイ (37 分)	性のあり方は多様で一人ひとりの人権に関わることであるため、性的マイノリティの存在や悩みに気づくことが大切です。この作品を性的マイノリティについて理解するきっかけとし、その多様性を認め、互いの人権を尊重することは、すべての人が自分らしく生きていける社会につながっていきます。そのような社会の実現をめざすことを目的として、制作された作品です。
人権全般	家庭からふりかえる 人権：話せてよかった (27 分)	本作では、日常の中の思い込みによって生じる問題を描き、相互理解のためのコミュニケーションによって、その問題と向き合うことを提案します。自分の中にある思い込みに気づき、自分も相手も尊重する人間関係を築くために、職場や家庭内で「人権」について話し合うきっかけとしてお役立てください。

上記以外にも様々なテーマの DVD をそろえていますので、市ホームページに掲載しています DVD 一覧をぜひご覧ください。

DVD 一覧のページ



(3)講演・出前講座による学習

講師・出前講座
の選定

まずは、講師を選定しましょう。市の出前講座を利用する場合は、出前講座を決めましょう。
人権学習会に使用できる出前講座は、次のページに掲載しています。

日程を調整する

人権学習を開催する日にちを決め、講師に連絡、または出前講座を実施している市役所の担当課等へ連絡し、日程を調整しましょう。

会場・資料の
準備

学習会の会場、必要な場合は資料を印刷しておきましょう。

学習会を開く

学習会を開き、企画したテーマについて学習しましょう。学習会に参加できなかった人にも学習会で出た意見を共有するなどの工夫をしてみましょう。



- 出前講座紹介 -

テーマ種類	タイトル	内容	お問い合わせ
女性	“知る”から はじまる♪ 男女共同参画 ♪ ♪	「聞いたことはあるけど、どんな意味かわからない。」「なんか難しそうやなあ。」と思われる『男女共同参画』。まずは、知ってみませんか。 男女共同参画センター職員が、皆さんと一緒に話をしながら、男女共同参画社会づくりのヒントをお伝えします。	男女共同参画センター TEL： 0795-82-8684
性的マイノリティ	人権学習出前講座（テーマ：性的マイノリティの人権）	人権啓発センター職員が、性の多様性や性的マイノリティの人権に関する基礎的な知識や「丹波市パートナーシップ宣誓制度」などについて説明します。	人権啓発センター TEL： 0795-82-0242
同和問題（部落差別）	人権学習出前講座（テーマ：ネット社会における部落差別と人権）	人権啓発センター職員が、ネット社会における部落差別やインターネット上の人権侵害の現状と国・県・市の取組、人権侵害を減らすために私たちが日常生活で心がけることなどについて説明します。	
こども	人権学習出前講座（テーマ：こどもの人権）	人権啓発センター職員が、こどもの人権の基礎知識やケアリーバー（児童養護施設など社会的養護のもとで暮らすこどもたちなど）について説明します。	
外国人	「やさしい日本語」出前講座 ※先着5団体まで	「困っている外国人の力になりたいけど、うまく話せない…」、「英語ができないから外国人と話すのは無理…」など、お悩みはありませんか。 言語の違いはあっても、「やさしい日本語」であれば理解できる外国人市民は多いです。 「多文化共生」や「やさしい日本語」について学べるよう「入門・やさしい日本語認定講師」の資格を持つ市職員を派遣します。	

テーマ種類	タイトル	内容	お問い合わせ
高齢者	認知症サポーター養成講座	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者として、「認知症サポーター」を養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりについて、一緒に取り組みます。	介護保険課 0795-88-5267
障がいのある人	「障がい」のを知る出前講座	市民の方々が自主的に開催される、障がいのある方への理解を深めるための学習会などへ、社会福祉士、精神保健福祉士等の講師を派遣します。	障がい福祉課 TEL： 0795-88-5263
手話	出前手話教室	手話の普及・啓発及び理解促進を図るため、聴覚に障がいのある講師と聞こえる講師を派遣します。	障がい福祉課 TEL： 0795-88-5262
成年後見制度	「成年後見制度」のを知る出前講座	認知症や障がい等により判断能力が不十分な方に対する法的支援制度である「成年後見制度」について説明します。	社会福祉課 0795-88-5272
ひきこもり	ひきこもり状態等にある人へのサポートを知る講座	ひきこもりとはどういう状態でどんな状況にあるのか、地域でできることは何かを考えます。 また、相談窓口や地域のネットワークづくり、地域つながりセンター「ここから」の活動を紹介します。	
DV	DVについて理解を深めるための出前講座	DV（配偶者等からの暴力）について多くの方に知ってもらい、DVに苦しむ人や身近にいる人が被害に気づき、相談窓口につながる大切が大切です。DVについてお話しします。	

上記の出前講座以外でも、テーマに合わせ講師を紹介できる場合がございますので、お気軽に人権啓発センターへご相談ください。

丹波市役所 まちづくり部 人権啓発センター

TEL：0795-82-0242 FAX：0795-82-4370

(4)現地学習

現地学習場所の
選定

まずは、現地学習の場所を決めましょう。
次のページに過去に住民人権学習で実施された現地学習の参考事例を掲載しています。

日程を調整する

現地学習を開催する日にちを決め、自治会の中で、参加者を募りましょう。

資料の準備

現地学習で資料を使用する場合は資料を印刷しておきましょう。

現地学習会
開催

現地学習会を開催し、学びを深めましょう。学習会に参加できなかった人にも学習会で出た意見を共有するなどの工夫をしてみましょう。



-事例紹介-

テーマ種類	学習場所	内容	参加者の声など
同和問題 (部落差別)	へのもつ 舩松人権歴史館	グラフィックや実物資料、再現模型などによる部落差別に関する歴史や実態の紹介	部落差別について、改めて考える機会になり良かった。歴史館のガイドをしてくださった若い女性の体験の話が印象に残った。
障がいの ある人	市内の障害福祉サービス事業所等	施設の見学、説明など	障がいのあるの方の生活ぶりを知ることができた。障がいのある人への理解につながったと思われる。
外国人	国立民族学博物館	異国の地域で生活する人々の衣食住について、映像や展示による紹介	北欧の国では、移民の子どもたちに自国語の補習教室のみでなく、移民の母国語を学習できる教室も開催されており、きめ細かく人権に配慮した教育が進められていることに感銘を受けた。
ハンセン病患者の人権	長島愛生園歴史館	歴史館の見学、ビデオ視聴など	「ハンセン病」に係る歴史を学習するのは初めてであり、その政策の歴史に深く興味を持てた。

上記の事例以外にも、人権学習に関する相談を承りますので、お気軽に人権啓発センターへご連絡ください。

丹波市役所 まちづくり部 人権啓発センター

TEL : 0795-82-0242 FAX : 0795-82-4370

4 人権学習会の事例紹介

令和4年度実施された自治会の住民人権学習会の中から、工夫して取り組まれている一部の事例を紹介します。

春日地域 新才自治会の人権学習会(令和4年度)

学習会の企画①

(相談)

12月

住民人権学習推進員が人権啓発センターへ次のような内容で相談する。

- ・学習テーマは人権全般に関することを考えている
- ・人権啓発センターから講師として来てほしい
- ・近年、新たに出てきている人権課題を住民の方に知ってほしい
- ・学習会で視聴するDVD等について教えてほしい
- ・学習会に来られない住民のために、学習会の様子をオンラインで配信したい など

学習会の企画②

(打合せ)

12月～2月

住民人権学習推進員と人権啓発センター職員が打合せを行い、次の内容で決定する。

全体で45分間の人権学習会

①職員による現代の人権課題についての導入説明(5分間)

②人権啓発ビデオ※の視聴(20分間)

※全国中学生人権作文コンテストの作品をアニメ化したもの

③意見交換(10分間)

④職員によるまとめ(5分間)

⑤短冊書き(5分間)

※人権学習会を終えて、「感じたこと」や「願い」を書いてもらい、模造紙に張り付け、掲示する。



打合せ後、人権学習推進員が
チラシを作成し、全戸配布



学習会の様子

2月28日

住民人権学習

推進員の感想

学習会の様子・住民人権学習推進員の感想

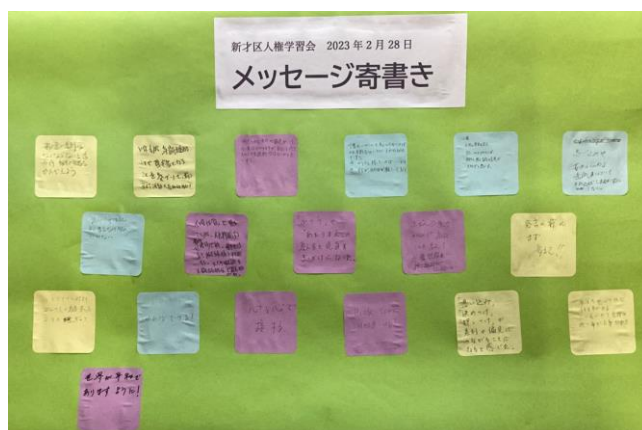
2月28日に新才区の人権学習会を行いました。新才区では、講師の先生を招いて今回のような形で人権学習会をすることがなかったので、学習会の良い機会になったと思います。



また、動画も人権啓発ビデオ「わたしたちが伝えたい、大切なこと」アニメで見る全国中学生人権作文コンテスト入賞作品で、アニメでつくられた動画で、見やすく、主張も中学生の視点ではっきりしていたので、動画を観たあとの感想や意見もたくさん出てよかったと思いました。



学習会を終えて、メッセージを書いてもらい、模造紙に張りました。



公民館からでもこうしてライブ配信ができるということを知ってもらった機会になったといえます。今後も公民館活動でこうしたライブ配信を取り入れていきたいと思います。

学習会当日の資料など詳しい情報は、右の二次元コードから（船城地区自治協議会 HP）



令和5年度実施された自治会の住民人権学習会の中から、工夫して取り組まれている一部の事例を紹介します。

青垣地域 向自治会の人権学習会(令和5年度)

学習会の様子

8月13日

・

住民人権学習

推進員の感想

学習会の様子・住民人権学習推進員の感想

8月13日向自治会の人権学習会を行いました。

今回は外国人の人権をテーマにして、人権啓発ビデオ「サラマット～あなたの言葉で～」を観て、SNS時代における外国人の人権について学習しました。



学習会では、人権啓発ビデオ以外に、地元企業に勤める外国人技能実習生が、祖国の風景や生活についてスライドを使って説明して、日本との生活の違いについても理解を深めることができました。また、学習会を夏祭りと同じ日開催にして、多くの人に参加してもらえるように工夫しました。

外国人技能実習生についても、地元に関心を持ってもらうように、今後も地元の行事に積極的に参加してもらい、日本の文化について、さらに理解を深めて欲しいと思いました。

令和6年度実施された自治会の住民人権学習会の中から、工夫して取り組まれている一部の事例を紹介します。

青垣地域 愛宕町自治会の人権学習会(令和6年度)

学習会の様子

7月14日

住民人権学習

推進員の感想

学習会の様子・住民人権学習推進員の感想

「SDGsかるた」を使い、人権問題について意見交換。
かるたを大きくして、見せやすくした。女性やこどもの人権の問題について取り組みやすい内容であった。



氷上地域 小谷自治会の人権学習会(令和6年度)

学習会の様子

2月22日

住民人権学習

推進員の感想

学習会の様子・住民人権学習推進員の感想

意見を出しやすい雰囲気
づくりをするために最初に
簡単なゲーム(ワークシ
ート)を行い、和やかな雰囲気
をつくってから、資料をも
とにヤングケアラーの実態
や増加について討議した。

意見が多く出て、スム
ーズに進行することができ
た。

2月22日 小谷区 人権学習会 ワークシート

1. 無人島 SOS (話しやすい雰囲気づくり...)
船が座礁して、無人島で暮らすことになりました。船の中にある17の
アイテムのうち2つだけを持っていくことができます。2つを選び決定し
ましょう。

【品物リスト】

A なべ B はし C 毛布
D かさ E 望遠鏡 F 包丁
G 釣り道具 H のこぎり I 裁縫道具
J 時計 K ロープ L 鉛筆と紙
M マッチ(100本) N テント O 薬
P ライト(電池 24 時間分) Q トイレレットペーパー

順番	必要な品物	必要な理由
1		
2		

※無人島くらしは一人です。

※7日間後に助けの船がきます。



